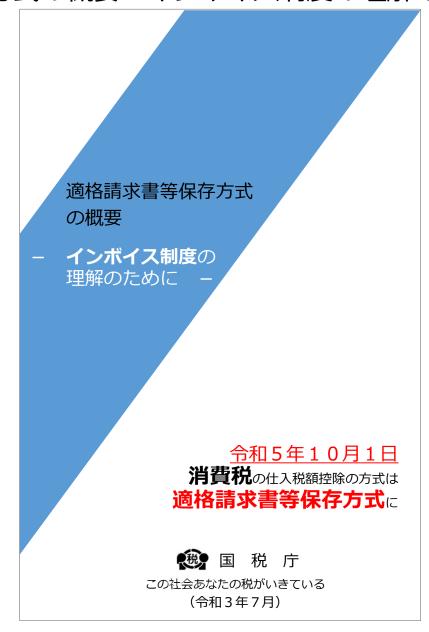
# インボイス制度 - オンライン説明会 -

~ 基礎編 ~

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

### 【適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-】



※ このパンフレットは、令和3年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

# 消費税の基本的な仕組み <パンフレットP 2>

#### 消費税額の計算方法等

- 課税売上げに係る消費税額から、課税 仕入れ等に係る消費税額を差し引いて (「仕入税額控除」といいます。)計 算します※。
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件** を満たすことが必要です。
- ※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます (事前に届出書の提出が必要です。)。
- [参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した 地方消費税額を合計した金額です。

#### 計算方法

消費税額 =

# 課税売上げに係る消費税額※

(売上税額)

※ 消費税額は、税率ごと に区分して計算する必要 があります。

### 課税仕入れ等に 係る消費税額<sub>※</sub>

(仕入税額)



### 仕入税額控除

### 仕入税額控除の要件

~令和5年9月 【 <b>区分記載請求書等保存方式</b> 】		令和5年10月~ 【 <b>適格請求書等保存方式</b> 】 (いわゆるインボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様	
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<u>適格請求書</u> (いわゆるインボイス)等 の保存	ここか 変わりま

### 本日の説明項目…

- 1 適格請求書等保存方式の概要
- 2 適格請求書の記載事項
- 3 売手の留意点(適格請求書発行事業者の義務等)
- 4 買手の留意点(仕入税額控除の要件)
- 5 税額計算の方法等
- 6 適格請求書発行事業者の登録申請手続

# 1 適格請求書等保存方式の概要 <パンフレットP 5 >

### 適格請求書等保存方式とは

> 複数税率に対応したものとして開始される、仕 入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳 簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等 の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

### 開始時期

今和5年10月1日に開始されます。

### 適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- > 適格請求書を交付することができるのは、税務 署長の登録を受けた

# 「適格請求書発行事業者」

に限られます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称 は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供する ことも可能です(詳しくは参考資料1参照)。
- 課税事業者が、登録を受けることができます。
- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、 適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれ のある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違 反した場合の罰則も設けられています。

# 2 適格請求書の記載事項

#### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ 適格請求書等保存方式までの4年間に おける暫定的な仕入税額控除方式

~令和5年9月

#### 【イメージ】

#### 請求書

○○㈱御中

(株) △ △

- ●年■月分 請求金額 43,600円
- ■月1日 割りばし 550円 ■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

. 合 計 43.600円

(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ <u>税率ごとに区分して合計した</u> 対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

#### (ポイント)

- ・ 受領した請求書に<u>4・⑤の事項</u>がなければ自ら**"追記"が可能**
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の"交付義務"はありません

#### 【適格請求書等保存方式(インボイス制度)】

令和5年10月~

#### 【イメージ】

○○㈱御中

(株)△△ (T1234…)

●年■月分 請求金額 43,600円

請求書

■月1日 割りばし 550円 ■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

: 合計 43.600円

10% 対象 22,000円 内税 2,000円 8 % 対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① <mark>登録番号</mark> 《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ※ 不特定多数の者に対して販売等を 行う小売業、飲食店業、タクシー業 等に係る取引については、適格請求 書に代えて、**適格簡易請求書**を交付 することが可能(詳しくは参考資料 2参照)。

### (ポイント)

- ・ 交付する適格請求書は、これまでの**請求書や領** 収書に記載事項を追加するイメージ(受領者による "追記"は不可)
- 免税事業者は発行不可(発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要)
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じて**適格請 求書の交付義務・写しの保存義務が発生**します

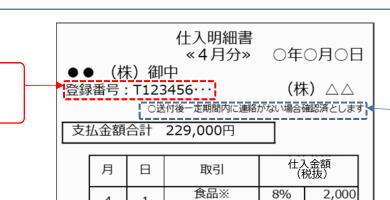
#### 適格請求書の記載事項 <パンフレットP8>

### 記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存する ことにより什入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方(売手)のものとなる点や、現行と同様、課税仕 入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。



日用品

食品※

日用品

仕人金額

100,000円

110,000円

10%

8%

10%

消費税額等

8,000円

11,000円

1

3

※印は軽減税率対象商品

合計

8%対象

10%対象

課税什入れの相手方の確認を受ける方法 として、この例のような文言を記載し、 相手方の了承を得ることも可能です。

#### 【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認 を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

### 仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称

【例】

課税仕入れの

相手方の登録番号

課税仕入れを行った年月日

④ 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)

600

5,900

30,000

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び<mark>登録番号</mark> ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る 支払対価の額及び適用税率
  - ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

# 2 適格請求書の記載事項 <パンフレットP 9>

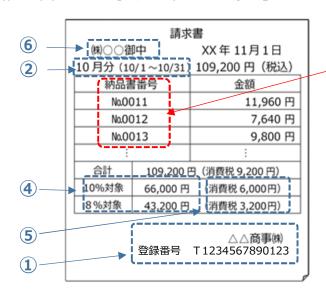
### 記載に当たっての留意点

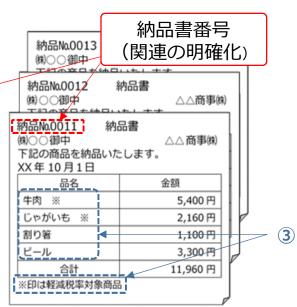
Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の 書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例:請求書と納品書で記載事項を満たす場合】





#### 記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

# 2 適格請求書の記載事項 <パンフレットP 7 > |

### 記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、<u>一の適格請求書に</u> つき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
  - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
  - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①:認められる例】

請求書 ○○㈱ 御中 ○年11月30日 (株) < < (T123···) 請求金額(稅込)60,197円 ※は軽減税率対象 取引年月日 品名 数量 単価 税抜金額 消費税額 トマト ※ 11/2 83 167 13,861 ピーマン※ 11/2 197 67 13,199 花 4,389 11/15 57 77 23,769 11/15 肥料 57 417 27,060 4 2,164 8%対象計 28,158 - 2,815 10%対象計

#### 《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
- → 8%対象: 27,060円(税抜き) 10%対象: 28,158円(税抜き)
- ・ それぞれ、消費税額を計算(税率ごとに端数処理1回ずつ)
- → 8%対象: 27,060×8/100=2,164.8→2,164円 10%対象: 28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②:認められない例】

○○㈱ 御中		請求書		○年11月30日 (株)△△			
	<u>60,19<mark>5</mark>円</u>			(	T123···)		
※は軽減税率対象	<del>.</del>			,		1	
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額		
11/2	トマト ※	83	167	13,861_	行,1,108	Н	
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	ے 1,055 <b>→</b>	П	
11/15	花	57	77	4,389	端 数 → 438		
11/15	肥料	57	417	23,769	処 理 →2,376		
			27,060	2,163	┩		
			28,158	2,814			

#### 《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算(その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、 適格請求書の記載事項としては**認められない**。
  - ※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、 差し支えありません。

# 3 売手の留意点 <パンフレットP10>

### 適格請求書発行事業者の義務

- > 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。
  - 適格請求書の交付

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

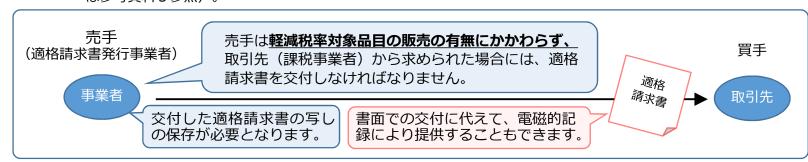
○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)を交付する

○ 写しの保存

交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)の写しを保存する

- ※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、 違反した場合の罰則も設けられています。
- ※ 業務を委託する事業者(委託者)が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(媒介者等)を介して行う課税資産の 譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者 等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することも可能(詳しく は参考資料3参照)。



# 4 買手の留意点 <パンフレットP14>

### 仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格 請求書などの請求書等の保存が仕入 税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求 書発行事業者以外の者から行った課 税仕入れは、原則として仕入税額控 除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経 過した日から7年間保存する必要があります。
- ただし、一定の期間は、一定の要件 の下、仕入税額相当額の一定割合を、 仕入税額として控除できる経過措置が 設けられています。

	~令和5年9月 【 <b>区分記載請求書等保存方式</b> 】	令和5年10月~ 【 <b>適格請求書等保存方式</b> 】 (いわゆるインボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様	
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<u>適格請求書</u> (いわゆるインボイス) 等 の保存	ここが 変わります

Point 簡易課税制度を選択している場合

○ 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

# 4 買手の留意点 <パンフレットP14>

### 保存が必要となる請求書等の範囲

- 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが 含まれます。
- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等 (適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

# 4 買手の留意点

### 適格請求書等保存方式における特例について

#### 

#### ≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨
- (注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

#### 記載例(公共交通機関特例の場合)

	総勘定元帳(仕入)					
XX 月	年 日	摘要		税区分	借方(円)	
4	3	JR●●	運賃	公共交通 機関	10%	300
4	4	○○地下鉄	運賃	公共交通 機関	10%	300

(注)公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

# 4 **買手の留意点** <パンフレットP15>

### Point その他の現行(区分記載請求書等保存方式)との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

# 5 税額計算の方法等 <パンフレットP16>

### 税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び 仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は 「割戻し計算」を選択できます。
- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

#### 《 売上税額 》

#### 【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に 78/100を掛けて消費税額を算出する方法で す(<u>適格請求書発行事業者のみ</u>可)。

### 仕入税額は 「積上げ計算」 *のみ*適用可

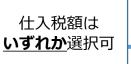
#### 《仕入税額》

#### 【積上げ計算】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額 に78/100を掛けて消費税額を算出する方法 です。

#### 【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100(軽減税率対象の場合は6.24/100)を掛けて計算する方法です。



#### 【割戻し計算】

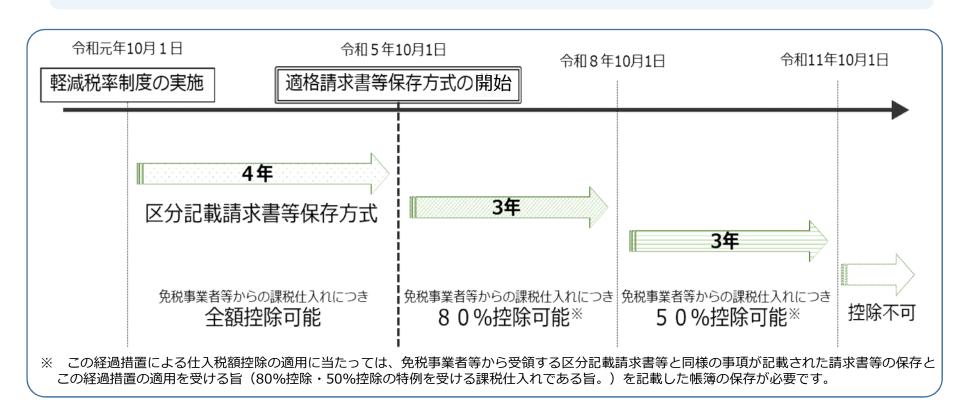
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110(軽減税率対象の場合は6.24/108)を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、<u>適格請求書発行事業者に限られます</u>。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算 しなければなりません。

# 5 税額計算の方法等 <パンフレットP16>

### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定 割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



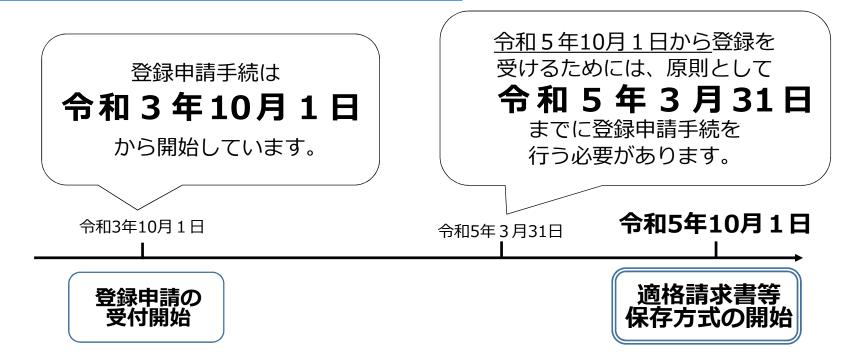
# 6 適格請求書発行事業者の登録申請手続<パンフレットP17>

### 適格請求書発行事業者になる(登録を受ける)には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号上記以外の課税事業者(個人事業者及び人格のない社団等)は、T+13桁の数字
  - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知(電子通知)を希望した場合は、電子 データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
  - ③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

# 6 適格請求書発行事業者の登録申請手続<パンフレットP18>

登録申請のスケジュール



- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています (詳しくは参考資料4参照)。
- 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合で、当該課税期間から簡易課税制度を適用するための経過措置が設けられています(詳しくは参考資料5参照)。

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます(詳しくは参考資料6参照)!

# 6 適格請求書発行事業者の登録申請手続<パンフレットP19>

Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
- → 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
- → 取引の相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、適格請求書を 交付しなければなりません(交付義務)。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

### 本日のまとめ

#### ポイント1 登録申請

適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。 登録には申請が必要です(申請書はe-Taxにより提出可)。



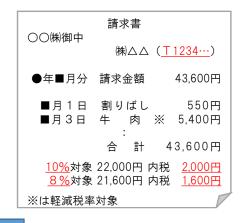
#### ポイント3 売手の留意点

売手の場面において、登録を受けた適格請求書発行事業者には、 取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書を交 付する義務があります。

また、交付した適格請求書の写しを保存する必要があります。

#### ポイント2 記載事項

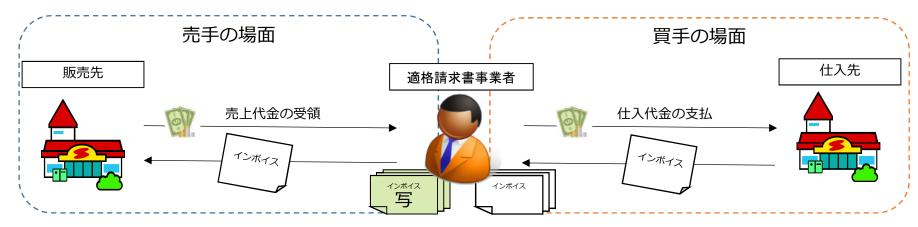
適格請求書は、これまでの請求書 や領収書に記載事項(登録番号、 適用税率、消費税額)を追加する イメージです(受領者による"追 記"は不可)。



#### ポイント4 買手の留意点

買手の場面において、仕入税額控除の適用を受けるためには、 適格請求書等の保存が必要となります。

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から 行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受ける ことができません(経過措置あり)。



# (参考) インボイス制度対応に向けた準備のポイント

制度内容を理解の上、売手と買手のそれぞれの立場として準備が必要な事項を整理しておきましょう

### 売手としての準備

- □ 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備 (請求書、納品書、レシートなど)
- □ 適格請求書の交付方法(電子インボイスの提供など)を検討
- □ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など
- □ 継続的な取引の相手先(買手)に対して、
  - ①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識共有など

### 買手としての準備

- □ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- □ 継続的な取引の相手先(売手)に対して、
  - ①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の認識共有など
- □ 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施。

# インボイス制度に関するお問合せ先

### 軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

○ 適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

**専用ダイヤル** 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く) 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す (適格請求書等保存方式及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。)と、つながります。税務署の連絡先は国税庁 H P (https://www.nta.go.jp) でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話(ガイダンスに沿って「2」を押してください。)により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 適格請求書等保存方式についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。)。

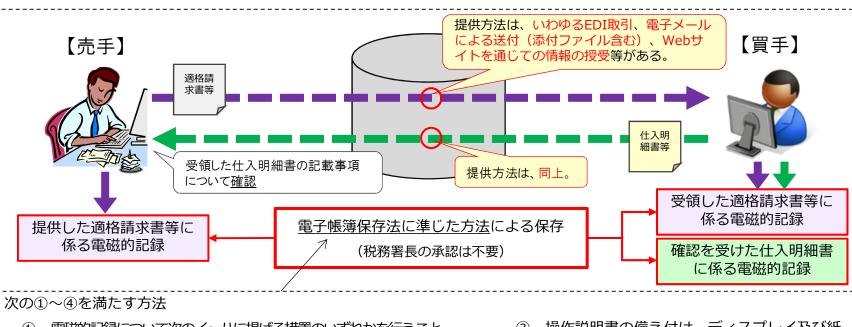
※ インボイスQ&A…「<u>消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する</u> Q&A(平成30年6月)(令和3年7月改訂)」

# 参考資料

- 参-1 適格請求書等の電磁的記録による提供
- 参-2 適格簡易請求書の記載事項
- 参-3 媒介者交付特例
- 参-4 免税事業者の登録手続
- 参-5 簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例
- 参-6 e-Taxを利用した登録申請

# (参考1)適格請求書等の電磁的記録による提供

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている (いわゆる電子インボイス)。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した(提供を受けた)電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。 (税務署長の承認は不要)
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたものを 電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、什入税額控除が可能となる。



- (1) 電磁的記録について次のイ~八に掲げる措置のいずれかを行うこと
  - イ タイムスタンプを付す

  - 八 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める
- ② システム概要書等の備付け
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙 への出力性の確保
- 検索機能の確保

## (参考2) 適格簡易請求書の記載事項 <パンフレットP 6>

#### 適格請求書の記載事項

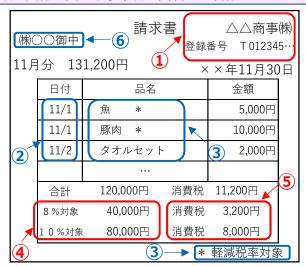
- 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。
- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

#### 【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

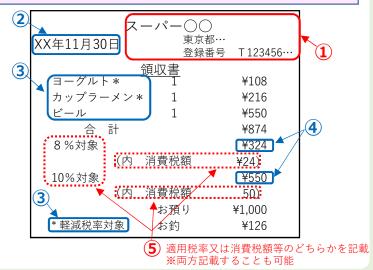
#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び<mark>適用税率</mark>
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



#### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

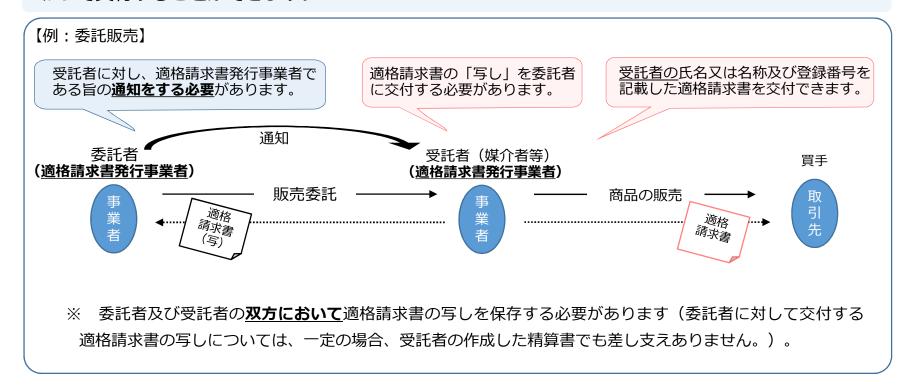


※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

# (参考3)媒介者交付特例 <パンフレット P13>

交付方法の特例:媒介者交付特例(委託販売等における特例)

業務を委託する事業者(委託者)が**媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(媒介者等)を介して**行う 課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合**には、 一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



【参考】 売手とは異なる別の者(適格請求書発行事業者に限りません。)が、売手に代理して売手の氏名又は 名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法(代理交付)も認められます。

### (参考4) 免税事業者の登録申請手続等 <パンフレット P 19>

### 免税事業者の登録申請手続

- > <u>令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合</u>は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。
  - 登録を受けるために**登録申請手続**を行います。
    - ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

#### 

- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続 を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。
  - **「消費税課税事業者選択届出書」※を提出**し、課税事業者を選択するとともに、
  - **課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う**必要があります。 ※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

#### 【例②】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日 から登録を受ける場合

- ⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。
  - ※ 課税事業者となる課税期間の初日(令和6年1月1日)の前日(令和5年12月31日)から起算して1月前の日

# (参考5) 簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、**原則として、適用を受け** ようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用す ることができます(簡易課税制度の選択は任意です)。
- ただし、免税事業者が**令和5年10月1日の属する課税期間**に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録 を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**届出 書をその課税期間中に提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

### 【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受け る場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき ※ 令和3年12月期(基準期間)の課税売上高が5.000万円以下の事業者 令和4年12月期 令和6年12月期 令和5年12月期

登録申請手続の期限 登録日 登録日以降は課税事業者となるため (原則として令和5年3月31日) (令和5年10月1日) 消費税の申告が必要 適格請求書発行事業者 適格請求書発行事業者 免税事業者 免税事業者 (課税事業者) (課税事業者) 消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限

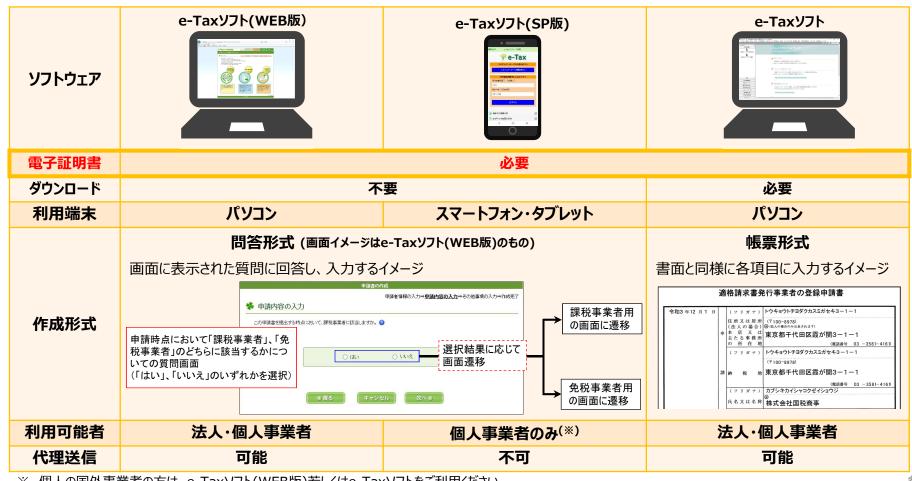
(令和5年12月31日)

令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

# (参考6) e-Taxを利用した登録申請

### 登録申請書の作成・送信は、e-Taxをご利用ください!!

- > e-Taxソフトのほか、パソコンで利用可能なe-Taxソフト(WEB版)及びスマートフォン等で利用可能なe-Taxソフト(SP版)により、作成・送信することが可能です。
  - (注) e-Taxの利用には、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です(事前にご準備ください。)。



# (参考6) e-Taxを利用した登録申請

### 登録通知書の受領も、e-Tax(電子データ)で!!

- > 登録申請書の作成・送信後、税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知されますが、e-Taxをご利用の場合、この登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することができます。
- > e-Tax(電子データ)での受領を希望される場合は、e-Taxによる登録申請書作成時に希望していただく必要があります。
- > これにより、登録申請書の提出から登録通知の受領までの一連の手続をe-Tax(電子データ)で完結することができます。

